

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、蛙子池土地改良区が単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蛙子新池地区を行うことについて平成31年1月24日認可した。

平成31年2月5日

香川県知事 浜田恵造